

広島県収受	
管	字
25.12.24	
処理期	日
分類記号	保存年限

薬食審査発1220第1号
 薬食安発1220第1号
 平成25年12月20日

各
 都道府県衛生主管部(局)長
 保健所設置市長
 特別区長
 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
 (公印省略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
 (公印省略)

新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の2の表第2号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第36条の3第1項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページにより掲載することとしております。

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyaku_hin/ippanyou/index.html)



(別 添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日
ペミロラストカリウム	ペミラストンAG点眼薬 (アルフレッサ ファーマ株式会社)	平成25年12月20日
	ノールPガード点眼液 (佐藤製薬株式会社)	